

EUが「包装・包装廃棄物規則」を採択、施行へ

◆包装廃棄物削減とリサイクル促進目的の規則案をEU理事会が採択

欧州連合（EU）のEU理事会は、2024年12月16日、「包装および包装廃棄物規則（PPWR）」案を採択した。包装廃棄物を削減するために、発生の抑制とリサイクルの推進を目指すものだ。医療用など一部の包装を除き、紙・ガラス・プラスチック・金属などすべての包装が対象となる。EU官報掲載後18ヵ月後に適用が開始され、今後事業者に課せられる義務の内容が詳細に規定される。

◆増加する包装廃棄物、40年までに1人当たり廃棄量の18年比15%削減を目指す

規則導入の背景には、EU内で増加に歯止めがかからない包装廃棄物の問題がある。EUでは1人当たりの包装廃棄物は18年には173.2kgだったが、22年には186.5kgに増加した。1人当たり毎日約0.5kgの包装廃棄物が生じている計算になる。素材別では、紙・段ボール（40.8%）、プラスチック（19.4%）、ガラス（18.8%）、木材（16.0%）の順に多かった。1人当たりのリサイクル量も18年の113.7kgから22年の121.9kgへと増加しているものの、包装廃棄物量の増加スピードの方が速い。EUの包装および包装廃棄物指令（図表2下の注釈参照）は、1994年に初めて採択され、何度か改訂されてきたが、削減に成功していないのが現状だ。

EUの廃棄物対策では、廃棄物発生の抑制を、取り組み策の最上位に位置付けている（図表1）。段階的に廃棄物の削減を行い、1人当たりの包装廃棄物を18年比で、30年に5%、35年に10%、40年に15%削減する目標を立てている（図表2）。

図表1 EUの廃棄物対策優先順序



図表2 包装廃棄物の削減目標

	2030年	2035年	2040年
2018年比 1人当たり削減 割合	5%	10%	15%

*以降記載のない出所は包装および包装廃棄物規則より

「規則（Regulation）」は加盟国に直接適用される
「指令（Directive）」は各加盟国での国内法化が必要

出所：<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/packaging/>

◆安全で持続可能でリサイクル可能な包装を目指す

新規則では、30年までにEU市場に出回っているすべての包装を、経済的に実行可能な方法でリサイクルすることを目指している。具体的な数値目標は、素材ごとに図表3のように定めている。

たとえば、プラスチック包装廃棄物のリサイクル目標は、25年12月末までに50%、30年12月末までに55%となっている。しかし、22年のリサイクル率は41%で、10年前の12年の38%から微増にとどまる。最もリサイクル率が高い国はスロバキアで60%、最も低いマルタで16%、ドイツが51%、フランスが25%と、国ごとに差異も大きい。各国の事情を勘案しつつ、持続的にリサイクル可能な仕組みを整える必要がある。

再生プラスチックの使用を増やすために、30年1月1日以降は、プラスチック包装材に、再生プラスチックを一定量含める計画だ。たとえば、シングルユース飲料用ペットボトルの再生材使用率目標は、30年で30%、40年で65%まで引き上げる。

また、有害な物質を段階的に廃止することを目指し、包装材料の安全性にも取り組む。たとえば、食品接触包装材に含まれる有機フッ素化合物（総称PFAS）の濃度が一定の基準を超えた場合、その包装材は販売できなくなるなど、懸念物質を最小限に抑える。PFASは、発がん作用などが懸念されているが、高い撥水・撥油性を持つため、多方面に使用されてきた。

図表3 包装材のリサイクル目標

包装の種類	包装全体	プラスチック	木材	鉄金属	アルミニウム	ガラス	紙・段ボール
2025年末まで	65%	50%	25%	70%	50%	70%	75%
2030年末まで	70%	55%	30%	80%	60%	75%	85%

◆取り組みには、各加盟国や企業の対応だけでなく消費者の協力も必要

具体的な取り組みとしては、以下のような内容が挙げられている。

・梱包材の最小化

企業は、二重底や、小さな商品を過度に大きな包装で輸送したりするのを避けて、包装材料の量を最小限に抑える。

- ・シングルユースパッケージの制限

レストランやカフェで直接消費される調味料・ミルククリーム・砂糖の小袋、使い捨てのカップや皿、ホテルのトイレタリーの使い捨てミニチュア包装（シャンプーやボディーローションのボトルなど）、1.5kg未満の青果物の使い捨てプラスチック包装、非常に軽量のビニール袋（例：食料品用に市場で提供されるもの）など、特定の種類の使い捨てプラスチック包装を制限する。

- ・再利用、詰め替えの促進

容器包装の再利用、詰め替えの促進を行う。

たとえば、消費者は持ち帰り用の容器の持参や、自分で容器への製品の充填を行う。一方、販売事業者に対しては、テイクアウト飲料・食品の販売時に、消費者が持参する詰め替え容器の利用を受け付けることや、再利用可能な容器での提供を選択肢として提示することも求める。また、詰め替え容器の使用に関する安全衛生に関する情報提供も義務付ける。販売面積の大きい事業者には、詰め替えステーションの設置を求める。

- ・組成と廃棄方法のラベル表示義務

リサイクル促進のためには、消費者が購入や廃棄時に包装材料の組成を知る必要がある。このため、包装には材料の組成やリサイクル方法に関する情報を表示するラベリングが必要となる。（QRコード対応も可能）

- ・加盟国レベルでの対応

EU加盟国に対しては、国ごとの包装廃棄物の削減目標やリサイクル目標、プラスチック袋消費量の制限を課すほか、分別収集システムの整備と、使い捨て飲料用ペットボトルや飲料缶のデポジット・リターン制度の導入を義務付ける。また、事業者の管轄当局の設置や、生産者登録、拡大生産者責任（廃棄処理まで含む）の監督、データや情報のEUへの報告も義務付ける。

◆実際の消費現場まで含めて実効性のある制度の導入が求められる

EUの環境に関する規制は、理想先行の感もある。EUではごみ散乱防止のため、ペットボトル飲料の蓋が取り外せない仕組みを24年7月に義務化した。しかし、鼻に触れるなど飲みづらさから蓋を引きちぎる消費者も少なくないという。実際に購入する消費者の協力をうまく得られる仕組みが求められる。 【赤山英子】